

第4次
笛吹市地球温暖化対策実行計画

笛吹市

令和6年5月策定

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化とは	
2 地球温暖化の影響	
3 地球温暖化対策を巡る国内外の動向	
4 山梨県の取組	
第2章 基本的事項	5
1 計画策定の目的	
2 対象とする温室効果ガス	
3 計画期間	
4 基準年度	
5 計画の位置付け	
6 SDGs について	
第3章 目標と取組	8
1 目標	
2 目標達成に向けた取組	
第4章 推進体制	12
1 推進体制	
2 実施状況の点検方法	
第5章 計画の公表と見直し	15
1 計画の公表	
2 計画の見直し	

資料編

1 ストップ温暖化やまなし宣言	16
2 やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言	17
3 地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)	19
4 活動調査票	20

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化とは

地球の表面は太陽によって暖められ、そこから放射される熱を大気中の温室効果ガスが吸収することで大気が暖められています。この数世紀の間に、産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、地球の平均気温が上昇しています。これが地球温暖化です。

温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロンなど様々なものがあります。その中でも、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい温室効果ガスがCO₂となります。CO₂は、石炭、石油、天然ガスなど化石燃料が燃焼されることで大気中に排出されます。18世紀に始まった産業革命以降、これら化石燃料の使用料が急増しており、さらに、大気中のCO₂の吸収源である森林が減少しているため、結果として大気中のCO₂が年々増加しています。

2 地球温暖化の影響

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされています。暑熱による死亡リスク、豪雨の頻発や台風の巨大化、農業や水産業への影響、海面水位の上昇など、様々な分野において大きな影響を及ぼします。

2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル¹第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていることなどが指摘されました。

今後も地球温暖化の進行が見込まれ、豪雨や猛暑のリスクが一層高まることが予測されている中、地球温暖化対策は、私たち一人一人、避けることができない喫緊の課題であり、本市においても、国際社会の一員として、取組を進めていく必要があります。

¹ 気候変動に関する政府間パネル

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策について、科学的、技術的及び社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的に、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された政府間機関。

3 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国外の動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回気候変動枠組条約締結国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来、18年ぶりの国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定は、先進国・途上国の区別なく、地球の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2°Cより十分低く保つ(2°C目標)とともに、1.5°Cに抑える努力を追求(1.5°C目標)することなどが掲げられました。

2018年に公表された、気候変動に関する政府間パネル「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラル²を目標として掲げる動きが広がりました。

2021年にイギリスで開催された第26回気候変動枠組条約締結国会議(COP26)では、グラスゴー気候合意が決定され、パリ協定締結時に努力目標とされていた1.5°C目標の達成のための努力を継続することが合意されました。

(2) 国内の動向

国は、地球温暖化対策推進法に基づき、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26パーセント、2050年度に80パーセント削減することを目標に掲げました。

2020年10月には、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル宣言を行いました。また、2021年4月には、2030年度の温室効果ガスの削減目標を、2013年度比46パーセント削減することとし、さらに50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

2021年10月には、「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」などが閣議決定され、2030年度の温室効果ガス削減目標46パーセント減に向けた施策等について、新たな方針が掲げられました。また、政府が、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。政府実行計画では、温室効果ガスの削減目標の達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電気自動車の導入、LED照明の導入等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

² カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

図表1 国内外のこれまでの動向

	国外の動向	国内の動向
平成2年(1990年)		「地球温暖化防止行動計画」策定
平成4年(1992年)	「気候変動枠組条約」採択	
平成5年(1993年)		「環境基本法」制定
平成6年(1994年)		「環境基本計画」策定
平成9年(1997年)	「京都議定書」採択	
平成10年(1998年)		「地球温暖化対策推進大綱」策定 「省エネルギー法」改正 「地球温暖化対策推進法」施行
平成17年(2005年)	「京都議定書」発効	「京都議定書目標達成計画」策定
平成20年(2008年)		「京都議定書目標達成計画」改定
平成22年(2010年)	COP16 カンクン合意	
平成24年(2012年)		「第4次環境基本計画」策定
平成27年(2015年)	COP21 パリ協定採択	
平成28年(2016年)		「地球温暖化対策計画」策定
平成30年(2018年)	気候変動に関する政府間パネル「1.5℃特別報告書」	「気候変動適応計画」策定
令和2年(2020年)		カーボンニュートラル宣言
令和3年(2021年)	COP26 グラスゴー気候合意	「地球温暖化対策計画」改定 「気候変動適応計画」改定
令和5年(2023年)		G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合

4 山梨県の取組

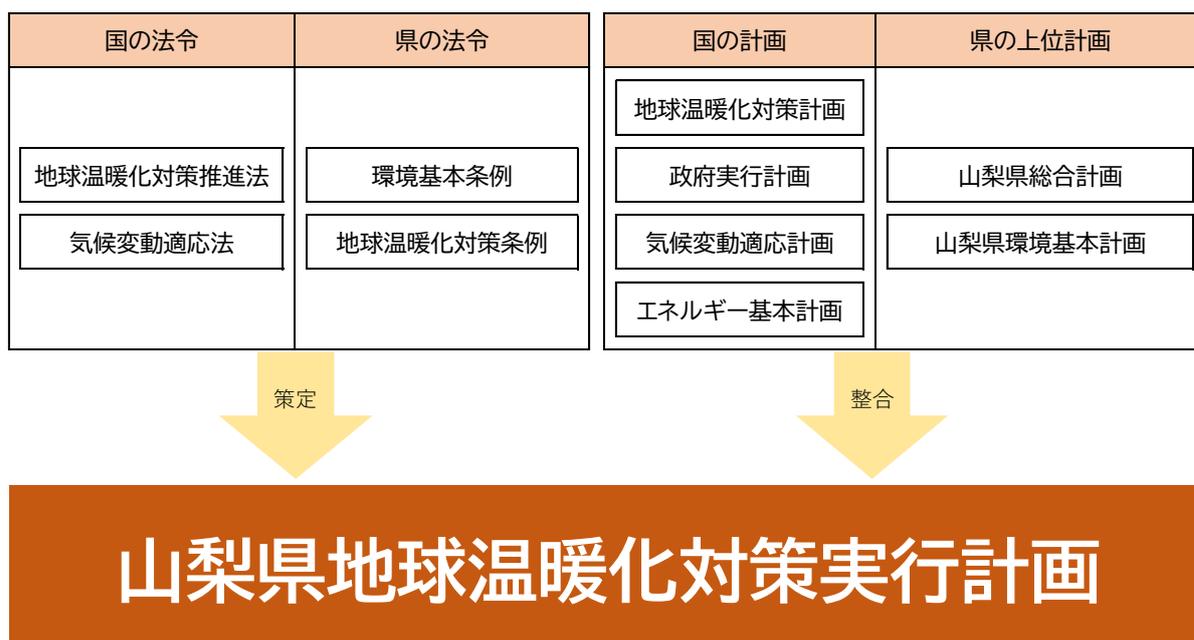
山梨県では、2009年3月に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、全国有数の日照時間、豊富な水、豊かな森林という自然エネルギー源を生かすとともに、省エネルギーなどに取り組んでいくことで、「2050年CO₂ゼロやまなしの実現」を目指すことを宣言しました。

また、2021年2月には、行政や企業、各種団体等がパートナーシップを構築しながら、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に取り組むため、知事や県内の市町村長等で構成する「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、県と市町村が共同で「やまなしゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

2023年3月には、山梨県地球温暖化対策実行計画を改定し、従来の「温暖化対策」と「エネルギー政策」を一体的かつ効果的に進めることにより、産業革命以来の化石燃料中心の産業構造を、クリーンエネルギー中心に転換するとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式を、環境負荷の低い循環型社会に移行させ、経済社会システム全体の変革する、いわゆる「GX(グリーン・トランスフォーメーション)」を推進するとしています。

2024年3月には、山梨県地球温暖化対策実行計画の上位計画である「山梨県環境基本計画」が改定され、目指す将来像を「環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、豊かな自然環境の保全と適正な活用がバランスよく進む持続可能な社会」と掲げる中、引き続き、地球温暖化対策についても、県民や民間団体、市町村などと連携を図りながら、実効性のある取組を進めるとしています。

図表2 山梨県地球温暖化対策実行計画の位置づけ



第2章 基本的事項

1 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第4条及び第21条に基づき、笛吹市役所における事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

本市では、計画期間を5年間として、平成21(2009)年度に「第1次笛吹市地球温暖化対策実行計画」、平成26(2014)年度に第2次実行計画、令和元(2019)年度に第3次実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に向け、具体的な数値目標や目標達成に向けた方策を定め、取組を推進しています。

2 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類ありますが、本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい二酸化炭素(CO₂)とします。

本市での二酸化炭素(CO₂)発生は、電力使用によるものが大部分を占めています。そのほか、公用車や冷暖房における燃料の使用があります。

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼、廃棄物の焼却処理など
メタン(CH ₄)	湿地や池、水田等で枯れた植物の分解や天然ガスの採掘など
一酸化二窒素(N ₂ O)	工業過程や家畜から堆肥製造過程など
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	冷凍機器、空調機器の冷媒、断熱材等の発泡剤など
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造工程など
六フッ化硫黄(SF ₆)	電力供給関連装置の絶縁体など
三フッ化窒素(NF ₃)	半導体の製造工程など

3 計画期間

本計画の期間は、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの 5 年間とします。ただし、国の「地球温暖化対策計画」や県の「地球温暖化対策実行計画」の進捗状況、目標の達成状況等により、必要に応じて見直しや改定を行います。

4 基準年度

国の「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出を「令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 46 パーセント削減」としているため、本計画における基準年度もそれに合わせ平成 25 年度とします。

5 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく、地方公共団体実行計画として策定します。また、第二次笛吹市総合計画の部門計画であり、笛吹市環境基本計画を上位計画としています。

図表 3 笛吹市地球温暖化対策実行計画の位置付け

国の法令	県の法令	笛吹市の法令	国の計画	山梨県の計画	笛吹市の上位計画
地球温暖化対策推進法	環境基本条例	笛吹市 環境基本条例	地球温暖化 対策計画	山梨県環境基本 計画	笛吹市総合計画
気候変動適応法	地球温暖化対策条例			山梨県地球温暖化 対策実行計画	笛吹市環境基本計画

策定

整合

笛吹市地球温暖化対策実行計画

7 SDGs について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年を年限とする17の国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む全ての国々が取り組む目標です。

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」の実現に向け取り組むことが、SDGs 達成に寄与するものであるという考えの下、2022年3月に「笛吹市 SDGs 推進方針」を策定し、SDGs 達成に向けた取組を推進しています。

本計画においても、持続可能なまちづくりに向け、SDGs の考え方を取り入れた上で策定しています。

なお、本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



第3章 目標と取組

1 目標

国の削減目標に合わせて、基準年度を平成25年度とし、令和10年度までに本市の事務事業から排出されるCO₂の総排出量を次のとおりとします。

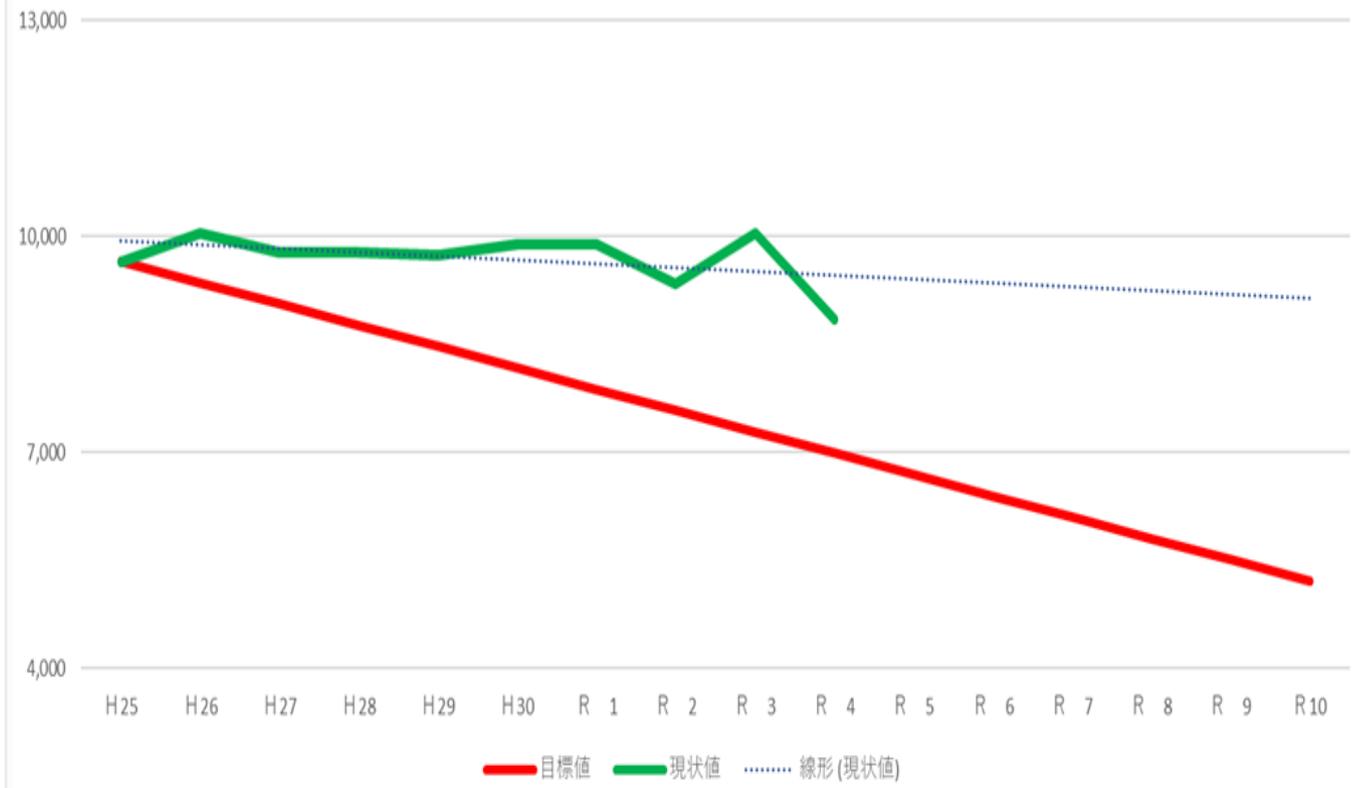
二酸化炭素排出量 5,732 t-CO₂ 以下

図表4 CO₂排出量の現状と目標

単位:t-CO₂

年度	目標	実績値 (H30までは指定管理分を想定した予想実績値)
H25	基準	9,649
H26	9,386	10,041
H27	9,125	9,767
H28	8,864	9,779
H29	8,603	9,729
H30	8,342	9,882
R 1	8,081	9,890
R 2	7,820	9,345
R 3	7,559	10,049
R 4	7,298	8,852
R 5	7,037	-
R 6	6,776	-
R 7	6,515	-
R 8	6,254	-
R 9	5,993	-
R10	5,732	-
R11	5,471	
R12	5,210	

CO2排出量の現状と目標



2 目標達成に向けた取組

本市では、CO₂ 排出量の削減目標の達成に向け、次のとおり取り組みます。

(1) 燃料使用量の削減

- ・余剰がないよう、使用状況から概算して購入する。
- ・ガス等の燃料を使用する空調機は、温度の管理を徹底するとともに効率的な運転を心掛ける。
- ・ガスでの湯沸かしは必要最低限にする。

【公用車について】

- ・低燃費・低公害車（ハイブリッド車・EV 車など）の導入を推進する。
- ・エコドライブやアイドリングストップを励行するとともに、不要な荷物の積載は行わない。
- ・同一方向への相乗り、最短行程の移動を励行する。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・タイヤの空気圧を定期的に確認する。

(2) 電気使用量の削減

- ・電気を使用する機器等を購入する際は、LED 照明が設置できるインバータ型の導入、省エネ性能が優れている国際エネルギースター表示やエコマークの表示があるものを優先的に購入する。
- ・クールビズ及びウォームビズを励行する。
- ・始業前、昼休みなど、不要な照明は消灯する
- ・パソコン等の OA 機器は、節電・待機モードに切り替え、使用しない時は電源を切る。
- ・常時通電する機器や一定時間通電する機器は、台数を必要最小限にする。
- ・時間外勤務の削減を図る。
- ・エアコンの屋外機の前には物を置かない。また、フィルターの清掃をこまめに行う。
- ・エアコンの稼働については温度管理を徹底するとともに、カーテンやブラインドの開閉に配慮しながら効率的な運転を心掛ける。

(3) 水道使用量の削減

- ・ 節水式トイレの導入を推進する。
- ・ 節水コマへの導入を推進する。
- ・ 夏場の水道水での打ち水は行わない。
- ・ 花壇等の水やりは、雨水、河川の水を利用する。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ・ ペーパータオル等の使い捨て製品の使用は控える。
- ・ 古紙混入率が高い製品を購入する。
- ・ コピーやプリントは、原則両面印刷とする。
- ・ 用紙類の使用状況を管理し、使用量の削減に努める。
- ・ 庁内グループウェア等を利用し、ペーパーレス化を図る。

(5) 事務用品等の削減

- ・ 事務用品は計画的に購入し、適正な在庫管理を行う。
- ・ 詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品の購入を控える。
- ・ ファイルなどの再利用に努める。
- ・ 積極的にグリーン購入³を行う。

(6) その他

- ・ ごみの分別の徹底と再資源化を行うことで減量化を図る。
- ・ 機密文書は、溶解処理等の適切な手段を講じた上で資源化する。
- ・ 過包装製品の購入は避ける。
- ・ 備品の管理を徹底し、環境負荷の変動がない製品については、より長期間の使用に努める。
- ・ フロンをはじめとする温室効果ガスが含まれる製品の使用を制限し、適切に廃棄する。
- ・ 庁内グループウェア等を通じ、地球温暖化対策に関する情報を共有する。

³ グリーン購入

商品等を調達する際、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を選択すること。

第4章 推進体制

1 推進体制

本計画に掲げた目標の達成に向け、「笛吹市地球温暖化対策推進委員会」を設置するなど、庁内各課との連携及び調整を図りながら、本計画を推進します。

(1) 推進統括者（市長）

- ・計画の策定
- ・計画及び取組状況の公表

(2) 推進委員会（副市長・各部局長等）

- ・取組状況の評価、計画の見直しの検討、取組の改善指示

(3) 推進統括責任者（各部局長等）

- ・各部局における適正な活動の推進を指示

(4) 推進責任者（各課長等）

- ・課内での取組状況の点検、適正な活動の推進を指示

(5) 部局点検責任者（各部局1人）

- ・3か月に一度、活動調査票に入力漏れがないか確認
- ・部局内におけるエネルギー使用量を把握

(6) 推進員（各課1人）

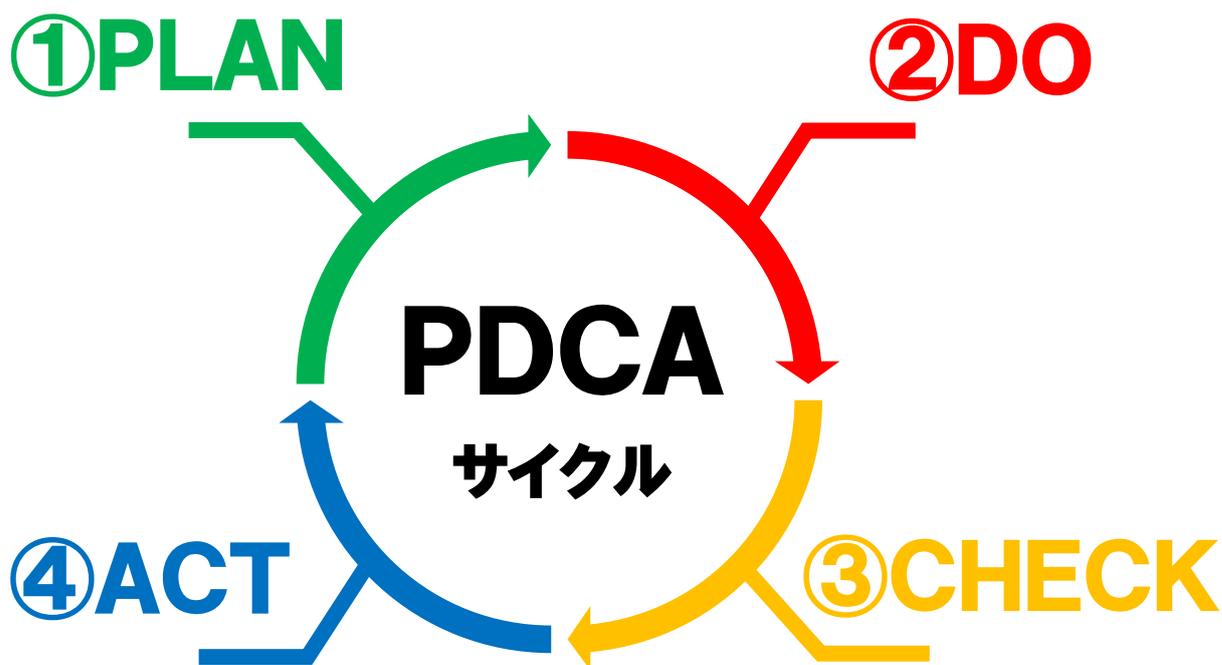
- ・推進員が中心となり、各課で本計画の取組を推進していく
- ・各課のエネルギー使用量を活動調査票に入力し、推進責任者に報告した上で、推進事務局に提出する
- ・太陽光発電量の実績を報告

(7) 推進事務局

- ・各推進責任者から報告された活動調査票を集計し、活動報告書をまとめる
- ・各課から提出された活動調査票を集計し、年1回、活動報告書としてまとめた上で推進委員会に報告

3 実施状況の点検方法

本計画に基づく取組の着実かつ効果的な推進を図るため、①計画(Plan)→②実施(Do)→③点検・評価(Check)→④改善(Act)の、いわゆるPDCAサイクルを基本とした進行管理を行います。



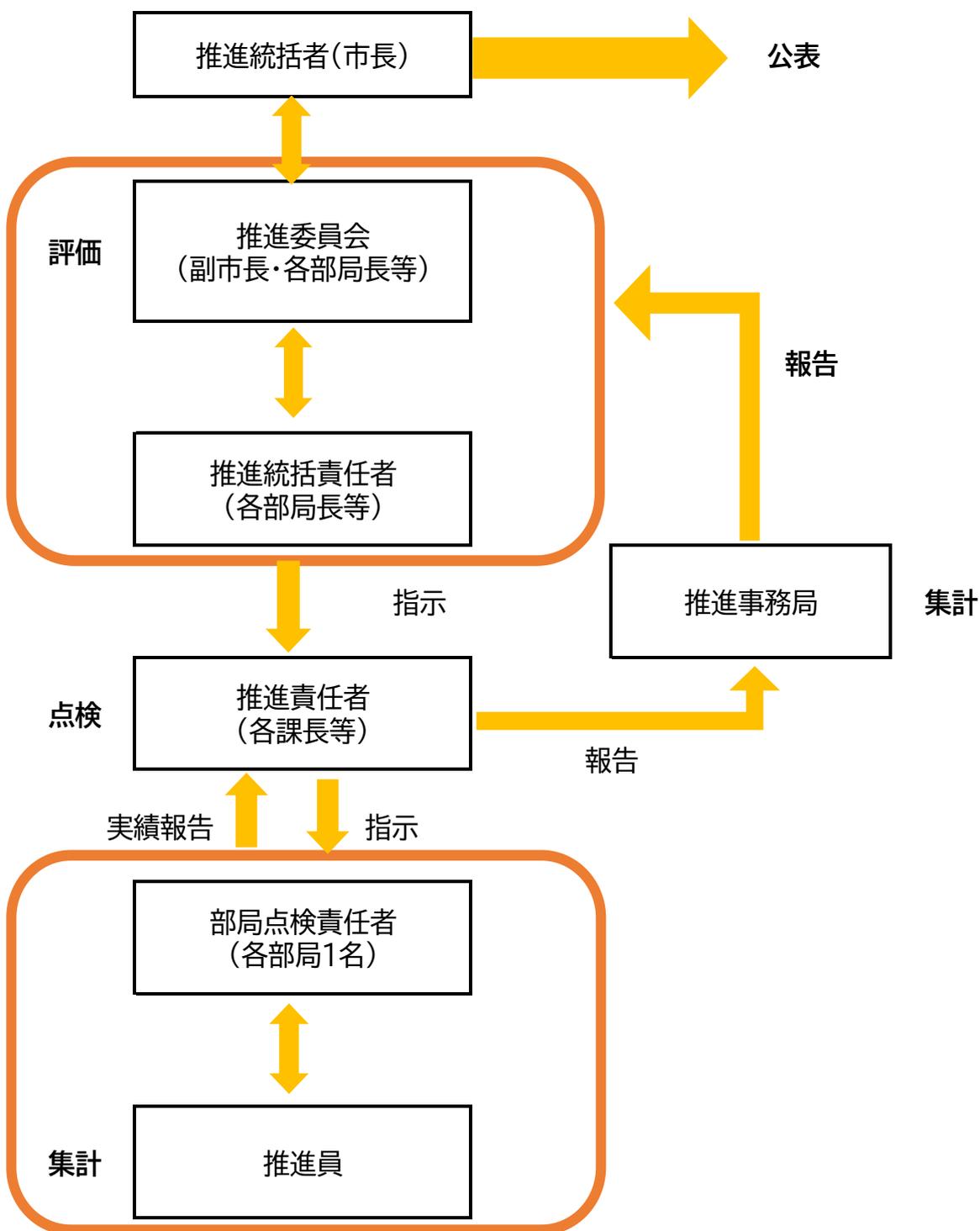
①計画の策定(Plan)

②推進員を中心に全職員が目標達成に向けた取組を実施(Do)

③取組状況の点検・評価(Check)

④推進委員会等により計画や取組内容の見直し(Act)

図表6 点検・評価・見直し体制



第5章 計画の公表と見直し

1 計画の公表

本計画の進捗状況については、毎年1回、市ホームページで公表します。

2 計画の見直し

実行計画の取組期間中であっても、地球温暖化対策に関する社会情勢、国や県の取組内容等に変動がある場合は、計画の見直しについて検討します。

また、取組について寄せられた意見や提案について、必要に応じて協議し、計画の実行に反映させるものとします。

【資料編 1】

ストップ温暖化やまなし宣言

地球温暖化によって、国内各地で激甚な気象災害が発生し、地域住民の生活や企業の活動へのリスクとしての認識が高まっています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書では、温暖化の要因は人為的なものである可能性が極めて高いと評価され、2050年までにCO2排出量を実質ゼロとする必要性が示されています。

温暖化対策は、これ以上の先送りは許されず、豊かな自然に恵まれたふるさと山梨、そして美しい地球環境を未来の子どもたちに引き継いでいくため、今を生きる私たちが覚悟を決めて取り組むべき責務です。

また、温暖化対策は、経済成長の制約ではなく、大きな成長につながるという前向きな発想と、県民一人ひとりの豊かな暮らしにつなげていくという視点を持ち、官民が足並みをそろえて、経済と環境の好循環をつくり出しながら対策を推進していくことが重要です。

このような認識のもと、私たちは、「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、参画する自治体、団体、民間企業などがパートナーシップを構築しながら、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、それぞれが自らの活動において地球温暖化対策に取り組むことを宣言します。

2021年2月15日

ストップ温暖化やまなし会議

【資料編2】

やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言 ～2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて～

近年、地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響により、世界的に深刻な自然災害が発生しており、国内においても、これまでに経験したことのない猛暑や豪雨災害などによる甚大な被害が発生しています。

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、15℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。

2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書では、15℃に抑えるためには、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとすることが必要だと科学的に示されました。

こうした目標の達成に向け、2009年に山梨県は全国に先駆けて、2050年までのCO₂排出量の実質ゼロを表明し、その後、2019年に環境大臣が全国の自治体に「ゼロカーボンシティ」の呼びかけを行ったことを機に、この動きが広がりを見せ、2020年には政府が「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。

本県は日照時間が長く、多くの森林資源やそこから生まれる水資源など豊かな自然が存在します。私たちは、これまでも、将来にわたり豊かな自然と人とが共生・調和できるよう、それぞれが気候変動対策に取り組んできましたが、ここに2050年までの温室効果ガス排出の実質ゼロを共同で宣言し、各自治体の特性を生かしながら、全県一丸となって今後さらに取組を推進します。

2021年2月15日

やまなし「ゼロカーボンシティ」共同宣言自治体代表
山梨県知事 長崎 幸太郎
山梨県市長会 会長 甲府市長 樋口 雄一
山梨県町村会 会長 南部町長 佐野 和広

2050 年温室効果ガス（二酸化炭素）排出量実質ゼロ共同表明自治体

山梨県 知事 長崎 幸太郎 (2009 年 3 月 表明済み)

(山梨県市長会)

甲府市	市長 樋口 雄一	
富士吉田市	市長 堀内 茂	
都留市	市長 堀内 富久	
山梨市	市長 高木 晴雄	
大月市	市長 小林 信保	
韮崎市	市長 内藤 久夫	
南アルプス市	市長 金丸 一元	(2020 年 7 月 表明済み)
北杜市	市長 上村 英司	(2020 年 12 月 表明済み)
甲斐市	市長 保坂 武	(2020 年 7 月 表明済み)
笛吹市	市長 山下 政樹	(2020 年 7 月 表明済み)
上野原市	市長 江口 英雄	(2020 年 7 月 表明済み)
甲州市	市長 鈴木 幹夫	
中央市	市長 田中 久雄	(2020 年 7 月 表明済み)

(山梨県町村会)

市川三郷町	町長 久保 眞一	(2020 年 7 月 表明済み)
早川町	町長 辻 一幸	
身延町	町長 望月 幹也	
南部町	町長 佐野 和広	
富士川町	町長 志村 学	(2020 年 7 月 表明済み)
昭和町	町長 塩澤 浩	(2020 年 7 月 表明済み)
道志村	村長 長田 富也	
西桂町	町長 山崎 泰洋	
忍野村	村長 天野 多喜雄	
山中湖村	村長 高村 正一郎	
鳴沢村	村長 小林 優	
富士河口湖町	町長 渡辺 喜久男	
小菅村	村長 船木 直美	
丹波山村	村長 岡部 岳志	

【資料編 3】

地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

附 則 (令和3年6月2日法律第54号) 抄

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という。)第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

編集

笛吹市 市民環境部 環境推進課

山梨県笛吹市石和町市部 777

Tel. 055 - 262 - 4111 (代表)

Fax. 055 - 262 - 4115 (代表)